

税務課・市民税課長  
固定資産税課長  
法務課・情報政策課長  
総務課・人事課長  
職員課・職員研修所長  
番号制度担当課長  
殿

日経東発第60011404号  
平成30年7月31日

一般社団法人 日本経営協会  
理事長 平井 充則

**NOMA行政管理講座開催(ご案内)**

地方税法における守秘義務の要点を掴む！

## 地方税務情報管理とプライバシー講座

～多発する個人情報流出トラブル・マイナンバー制度への対応に備えて～

＜平成30年10月4日(木)・5日(金)＞

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別なご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、かねてより行政の保有する個人情報についてはサイバー攻撃や内部からの漏えいなど多くの課題を抱えています。また、平成28年1月からは我が国行政のあらゆる分野で個人情報管理に大きな変革をもたらすマイナンバー制度の本格的な運用も始まりました。このような中で強力な調査権限に基づいて収集される税務情報の取扱いについては、改めて税務職員のみならずの法制面での十分な知識と理解が不可欠となってきます。

そこで、本セミナーでは税務情報の管理に関する正確な理解を身につけ、納税者・住民の信頼に応えることのできる税務職員となっていただくための標記講座を開催いたします。

時節柄ご多忙の時期とは存じますが、この機会に関係者各位の方々のご参加をおすすめ申し上げるとともに、関係部門の適任者をご派遣くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

(12:30から受付)

**日 時**：平成30年10月4日(木) 13:00～17:00  
10月5日(金) 10:00～16:00

**講 師**：地方税務研究会 副代表 きたの のぶゆき **北野 信行氏**

**会 場**：NOMA ホール(日本経営協会内専用教室)  
(東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8)

<b>受講料</b> ：会員(1名)	29,000円	}	
(参加料) 消費税	2,320円		
一般(1名)	32,000円	}	
消費税	2,560円		

★JR代々木駅の正面(西口)改札を出て、宝くじ売場と富士そばの間の道を進んで下さい。明治通りを原宿方面に進み、コンビニ・ローソンの先のビルです。

〈会場案内図〉

**申込方法**：①FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。  
②Web申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。  
・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。  
・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。  
・お申込みは開催日の3営業日前までお願いいたします。  
・本講座は、定員になり次第締め切らせていただきます。

**入金方法**：参加料は、請求書にもとづき銀行振込にてお納め下さい。領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承下さい。

**キャンセル**：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。  
開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料の30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。  
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。

**その他**：参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お申込み  
お問合せ先

**一般社団法人 日本経営協会**

(お電話でのお問合せは月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いします)

東京本部 公務研修グループ  
〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8  
TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130  
URL <http://www.noma.or.jp>

▶ **プログラム** ◀

- 1 はじめに・・・ 税務情報管理の課題
- 2 情報公開制度
  - ・制度の意義と歩み
  - ・我が国での発展
  - ・情報公開の光と影
  - ・市民オンブズマンと権利濫用の法理
- 3 個人情報保護法制
  - ・制度の導入とその背景
  - ・法施行後の状況（過剰反応）
  - ・個人情報保護法制の概要
- 4 個人情報保護制度と税務
  - ・租税資料と説明責務
  - ・税務調査と個人情報保護
- 5 納税者情報の保護と守秘義務
  - ・証明・照会・閲覧の基本的な考え方
  - ・租税資料開示禁止原則
  - ・「本人確認」
  - ・委任状
  - ・特別徴収義務者からの照会
- 6 守秘義務解除の条件
  - ・開示請求を適法なものとして許容されたもの
  - ・法的解除が可能な4類型
  - ・弁護士
  - ・原付バイクのナンバー照会
  - ・官公署からの照会
  - ・警察
  - ・検察
- 7 マイナンバー制度導入の経緯
  - ・端緒
  - ・事務処理用統一コードのつまずき
  - ・納税者番号制度の提案
  - ・グリーンカード制度の挫折
  - ・住基ネット法案の成立・施行
  - ・個人情報保護法の施行
  - ・住基ネットの混迷
  - ・政権交代
  - ・マイナンバー法の成立
- 8 マイナンバー制度の概要
  - (1) 分散型・一元型
  - (2) 最高裁判決が提示したハードル
  - (3) 制度・システム（三つの要点）
    - ①付番
    - ②情報連携
    - ③本人確認
  - (4) 進化する個人情報保護制度（三つの特徴）
    - ①マイナポータル
    - ②特定個人情報保護評価（PIA）
    - ③(特定)個人情報保護委員会
  - (5) 特定個人情報の保護と安全管理
  - (6) 拡大する制度と今後の展望
    - ・医療情報、戸籍情報等
    - ・預金情報等
- 9 特定個人情報の「利用」(番号法9条、別表1)
  - ・「利用」と「提供」を区別
  - ・条例による利活用
  - ・独自利用事務
  - ・庁内連携
- 10 情報連携の仕組みと情報提供のルール(番号法19条)
  - ・特定個人情報は情報提供禁止が原則
  - ・情報連携による特定個人情報の提供（例外）
  - ・特定個人情報の利活用と情報連携
  - ・条例による独自利用・他機関連携・庁内連携
- 11 情報提供ネットワークシステムと守秘義務
  - ・情報の求めと適法性確認の仕組み(番号法19条(7)・別表2)
  - ・提供拒否禁止の法制度(番号法22条①)
  - ・税情報の提供と守秘義務
- 12 公益上の必要等による情報の求め(19条(13))
  - ・ポジティブリスト方式
  - ・番号法19条13号
  - ・裁判の執行、会計検査院等
- 13 番号法における本人確認
  - ・意義
  - ・厳格な本人確認(番号法16条)
  - ・代理人と委任状
  - ・租税事務の特則等
- 14 課題共有・情報交換(まとめ)

**講師紹介**

地方税事務研究会 副代表 北野 信行 氏

《略歴》中央大学法学部法律学科卒業後、昭和51年横浜市採用。平成6年企画財政局税制課企画係長。平成10年市民局市民情報室課長補佐。平成14年財政局財政ビジョン策定担当課長。平成17年横浜市南区税務課長。平成21年横浜市を退職。

《主な著書》時事通信社「税務経理」紙上に「地方税とプライバシーの保護」連載(平成7年)。(株)ぎょうせい「地方分権」に情報公開制度のキープポイントとして情報公開事務の課題を執筆(平成11年6月号)。(株)ぎょうせい「地方税のポイント115」(平成24年9月刊)、「地方税とプライバシー」(平成25年4月刊)、同誌特集「住民税難問事例解説10」(平成25年7月号)、「外国人等の海外勤務に係る住民税課税」(平成26年3月号)。雑誌「税」にて『比較キーワード地方税』連載、「地方税務から見たマイナンバーの世界」連載、雑誌「自治体ソリューション」にて「マイナンバーが変える地方税務」連載、(株)ぎょうせい「税務課のシゴト」(平成29年5月刊)

講座申込み：FAX (03) 3403-1130

60011404 『「地方税務情報管理とプライバシー講座」参加申込書

※NOMA記入

--	--	--	--	--	--	--	--

30.10/4~5

会員  一般(該当欄にレ印)

役所名		電話	( )	内線	<b>&lt;ご連絡担当者&gt;</b>
		FAX	( )		所属
所在地	〒				フリガナ 氏名
フリガナ 参加者氏名	所属部課 役職名	経験 年数	-----	年	メールアドレス  <通信欄>
フリガナ 参加者氏名	所属部課 役職名	経験 年数	-----	年	
フリガナ 参加者氏名	所属部課 役職名	経験 年数	-----	年	

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内

②がご不要の場合はにチェックしてください。—— 不要

(経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください)